

千葉市小中台地域福祉活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の推進を図るため、地域福祉交流館（以下「交流館」という。）において、活動場所の提供を行う地域福祉活動支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動場所)

第2条 活動場所は、次のとおりとする。

名称	施設
小中台地域福祉交流館	地域福祉活動室 ロビー

(休館日)

第3条 交流館の休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、交流館の運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第4条 交流館の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前条第2項の規定は、利用時間の変更について準用する。

(利用者)

第5条 地域福祉活動室を利用できるものは、本市で地域福祉活動を行っている団体又は行おうとする団体とする。

(利用の制限)

第6条 市長は、交流館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 交流館を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の手続きを行った事実が明らかになったとき。
- (5) 宗教、政治又は営利を目的とする活動を行うとき。
- (6) その他交流館の管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(損傷等の賠償)

第7条 交流館の利用者は、交流館を損傷又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第8条 交流館の利用料は、無料とする。

(管理)

第9条 交流館の管理は、地域福祉推進の中核を担う社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に委託して行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。